

ちばアクアラインマラソンオフィシャルロゴ事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ちばアクアラインマラソン実行委員会（以下「実行委員会」という。）が定めた、ちばアクアラインマラソンのオフィシャルロゴ（以下「ロゴ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この要領は、次の各号に掲げる者にロゴを使用させる場合に適用する。

- (1) 実行委員会会長（以下「会長」という。）が認めたオフィシャルスポンサー、サポーティングスポンサー、運営サポートスポンサー、特別運営協力団体
- (2) 大会の共催・主管・運営協力・後援団体のうち、ロゴの使用が大会のPRに資すると会長が認めた者
- (3) 上記の各号に掲げる者以外で、大会ロゴの使用を希望する者のうち、会長が認めた者

(使用の申込み)

第3条 ロゴを使用しようとする者は、ちばアクアラインマラソンオフィシャルロゴ使用申込書（別記第1号様式）に記入の上、企画書及び申込者の概要がわかる書面を添えて会長に提出し、その承諾を得るものとする。ただし前条第1号から2号に掲げる者がロゴを使用する場合には、使用企画書（別記第2号様式）を提出し承諾を得るものとする。

2 会長は、前項の規定による申込みについて、必要があると判断したときは、使用者に対し書類の修正や追加書類の提出を求めることが出来る。

(ロゴ使用料)

第4条 ロゴの使用料は無償とする。

(使用の承諾)

第5条 会長は、第3条の規定による申込みの内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承諾するものとする。

- (1) ちばアクアラインマラソンの品位を傷つけるおそれ、若しくは正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
- (2) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
- (4) ロゴをガイドライン（デザイン等の利用方法等について会長が定めたもの）に従って使用しないおそれがあるとき。
- (5) 「チーバくん」のイメージを損なうおそれがあるとき。
- (6) 第三者の知的財産権を侵害するおそれのあるとき。

- (7) 大会の協賛者の権利を侵害するおそれのあるとき。
- (8) 協賛等によらずしてロゴを活用して商業活動をするおそれのあるとき。
- (9) 既に許諾した他者のロゴ使用に悪影響を及ぼすおそれのあるとき。
- (10) その他、会長が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不適当と認めるとき。

- 2 会長は、ロゴの使用を許諾する場合は、ちばアクアラインマラソンオフィシャルロゴ使用許諾通知書（別記第3号様式）により申込者に通知するものとする。ただし第2条第1号から2号に掲げる者にロゴの使用を許諾するときは、提出された使用企画書（別記第2号様式）の事務局欄に許諾表示をして申込者に通知するものとする。
- 3 会長は、第1項の許諾に際し、条件を付することができる。
- 4 会長は、使用を許諾しないときは、ちばアクアラインマラソンオフィシャルロゴ使用不許諾通知書（別記第4号様式）により、申込者に通知するものとする。

（使用期間）

- 第6条 第3条第1項の規定によるロゴの使用期間は、原則として、申請時点で開催予定のちばアクアラインマラソンが実施される年の12月末日までとし、次項による場合を除き会長は、第3条の規定による申込みの内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用申込書及び使用企画書に記載のとおりとする。
- 2 会長は、必要に応じ、使用期間を修正することができる。この場合において修正した使用期間は、許諾通知書又は提出された使用企画書の事務局欄に記載して通知する。
 - 3 前各項の使用期間満了後において、引き続きロゴマークを使用するときは、改めて申込みを行い、使用許諾を受けなければならない。

（使用上の遵守事項）

第7条 ロゴを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された内容により使用すること。
- (2) 許諾を受けた使用权は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) ちばアクアラインマラソンオフィシャルロゴガイドラインに従って使用すること。
- (4) 会長が行う使用状況等の調査その他の照会に協力すること。

（使用禁止及び許諾の解除）

第8条 会長は、次の各号に該当すると認めるときは、使用者にその是正を申し入れることができる。

- (1) 第5条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - (2) 第5条第3項の条件に反したとき。
 - (3) 前条各号の遵守事項を遵守しないとき。
- 2 会長は、次の各号に該当すると認めるときは、ロゴの使用を禁止し又は使用の許諾を解除することができる。

- (1) 前項による申入れを行った後、是正される見込みがないと認めるとき。
- (2) 前項各号に該当すると認める場合で、緊急を要するとき。
- 3 会長は、前項の規定により、使用を禁止し、又は許諾を解除するときは、ちばアクアラインマラソンオフィシャルロゴ使用禁止・使用許諾解除通知書（第5号様式）により、使用者に通知するものとする。
- 4 会長は、前項の規定による使用禁止又は使用許諾の解除により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（責任の制限）

第9条 使用者が、ロゴの使用方法及びそれに付随する表示内容について責任を有するものとし、ロゴの使用によって、第三者との間に紛争を生じ、損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、会長は責任の一切を負わないものとする。

（暴力団排除措置）

第10条 第8条の規定にかかわらず、会長は、使用者が次の各号に次の各号に該当すると認められた場合は、ロゴマークの使用を禁止することができるものとする。

- (1) 役員等（個人である場合はその者、法人その他の団体にあっては、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき。
- (2) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与しているとき。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（補足）

第11条 この要領に定めるもののほか、ロゴの使用に関して必要な事項は、別に会長が定める。

2 本要領は、通知なく改訂される場合がある。改訂内容については、千葉県ホームページ等で告知する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和7年11月11日から適用する。

第1号様式（第3条第1項）

ちばアクアラインマラソンオフィシャルロゴ使用申込書

年 月 日

ちばアクアラインマラソン実行委員会会長 様

＜申込者＞

住 所

氏 名

ちばアクアラインマラソンオフィシャルロゴを使用したいので、下記のとおり申し込みます。

記

使用対象物品 又はサービス	
使用目的	
使用方法	※種類・名称・規格等を記入
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用場所	
製造個数	

＜連絡先＞

担当者名

電話番号

メールアドレス

＜添付書類＞

企画書（レイアウト、設計書等、使用方法がわかるもの）

- (1) 申込者の概要がわかる書面
- (2) その他

次の1（1）から（10）までのいずれかに該当すると認められた場合又は、次の2（1）から（3）までの遵守事項のいずれかに違反した場合は、直ちに是正又は使用を中止することを誓約いたします。

氏名（名称及び代表者名）

- 1
 - （1）ちばアクアラインマラソンの品位を傷つけるおそれ、若しくは正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
 - （2）法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
 - （3）特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
 - （4）ロゴをガイドラインに従って使用しないおそれのあるとき。
 - （5）「チーバくん」のイメージを損なうおそれがあるとき。
 - （6）第三者の知的財産権を侵害するおそれのあるとき。
 - （7）大会の協賛者の権利を侵害するおそれのあるとき。
 - （8）協賛等によらずしてロゴを活用して商業活動をするおそれのあるとき。
 - （9）既に許諾した他者のロゴ使用に悪影響を及ぼすおそれのあるとき。
 - （10）その他、会長が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不相当と認めるとき。
- 2
 - （1）許諾された内容により使用すること。
 - （2）許諾を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
 - （3）大会ロゴはガイドラインに従って使用すること。

企 画 書

件 名	
形 態	
目 的	
販 売 者	
販 売 個 数	
販 売 対 象	
販 売 期 間	
そ の 他	

販売計画

区 分	個 数	備 考

※ 使用イメージのわかる資料を添付してください。

第2号様式（第3条第1項）

ちばアクアラインマラソンオフィシャルロゴ使用企画書

年 月 日

使用者	
使用対象物品 又はサービス	
使用目的	
使用内容	※種類・規格など
数 量	
使用期間	使用許諾日 ～ 令和 年 月 日
使用場所	
使用計画	<使用方法> <配布予定先>

担当者：〇〇〇〇（連絡先： — — ）

- ※ 使用イメージのわかる資料を添付してください。
- ※ 記載の目的以外の用途で使用しないでください。

事務局欄	
------	--

年 月 日 ちばアクアラインマラソン実行委員会事務局

第3号様式（第5条第2項）

ちばアクアラインマラソンオフィシャルロゴ使用許諾通知書

アマ実第 号
年 月 日

〇〇〇 〇〇〇 様

ちばアクアラインマラソン実行委員会会長

〇年〇月〇日付けで申込みのあった、ちばアクアラインマラソンオフィシャル
ロゴ使用については、下記のとおり許諾します。

記

使 用 対 象 物 品 又 は サ ー ビ ス	
使 用 目 的	
使 用 方 法	※種類・商品名（景品又はパッケージ名）・規格等
使 用 期 間	年 月 日～ 年 月 日
使 用 場 所	
条 件	

※以下の遵守事項を守って使用すること。

- （１）許諾された内容により使用すること。
- （２）許諾を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- （３）大会ロゴはガイドラインに従って使用すること。
- （４）許諾を受けた使用内容を変更しようとする場合は、再度使用許諾を得ること。

第4号様式（第5条第4項）

ちばアクアラインマラソンオフィシャルロゴ使用不承諾通知書

アマ実第 号
年 月 日

〇〇〇 〇〇〇 様

ちばアクアラインマラソン実行委員会会長

〇年〇月〇日付けで申込みのあった、ちばアクアラインマラソンオフィシャルロゴ使用については、下記の理由により応じられませんので、不承諾とします。

記

不承諾対象物品又はサービス	
(理由)	

第5号様式（第8条第3項）

ちばアクアラインマラソンオフィシャルロゴ使用禁止・使用許諾解除通知書

アマ実第 号
年 月 日

〇〇〇 〇〇〇 様

ちばアクアラインマラソン実行委員会会長

〇年〇月〇日付けで許諾し、ちばアクアラインマラソンオフィシャルロゴの使用については、下記のとおり（使用を禁止・使用許諾を解除）します。

記

1 （使用禁止・使用許諾解除）の内容

2 理由